

## 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子供の貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月の義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準は令和7年度までに35人に引き下げられた。また、中学校においては令和8年度から引き下げる方針となっている。今後は、高等学校での早期実施ときめ細かな教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要である。

また、国会においては、学校の働き方改革の推進と教職員の処遇改善を図るために、給特法等の一部改正法が可決された。これにより、学校の働き方改革について自治体での体制整備が図られるものの、「業務の3分類」をはじめとした業務の見直しについては、自治体ごとの対応となっている。確実な実現のためには、国による財源措置や人の配置などの支援が不可欠である。

このような観点から、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

### 記

- 1 学校の働き方改革及び長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年11月11日

茨城県行方市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長